

太平洋宝塚クラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、太平洋宝塚クラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(目的および事業)

第2条 クラブは、株式会社太平洋クラブ（以下「会社」という）が兵庫県宝塚市において経営するゴルフ場である「太平洋クラブ宝塚コース」の施設（以下「施設」という）を利用して会員相互の親睦を図り、併せて健全なレクリエーション活動の普及発展に寄与することを目的とし、そのために必要な事業を営む。

(事務所)

第3条 クラブの事務所は、東京都に置き、必要な箇所に支部を置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 クラブの会員は、次のとおりとする。

① 名誉会員

クラブに特別の功労のあった者で理事会が推薦した者

② 正会員

個人および法人とし、第5条の定めるところにより正会員の資格を取得した者

(入会手続き)

第5条 クラブに入会を希望する者は、会社の定める所定の申込手続を行い理事会の承認を受けた後、会社に会社の定める入会金および会員資格保証金（以下「保証金」という）を支払わなければならない。

(入会金)

第6条 入会金は会社の定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しない。

(保証金)

- 第7条 保証金は会社の定める金額とし、入金日から無利息にて20年間据置くものとする。
- 2 会員資格の譲り受けにより入会した会員については、譲り受けた保証金につき、当該会員の入会日から起算して無利息にて20年間据置くものとする。
 - 3 保証金は、据置期間経過後、会員の会社への退会届の提出を含む会則及び会社が別に定める細則所定の退会手続終了後、会員の返還請求に基づき速やかに返還するものとする。
 - 4 会社は、天災地変・社会情勢又は経済状況の著しい変化その他会社にとって予測困難な事態が発生した場合は、理事会の承認を得て、保証金の据置期間を一定の期間延長又は返還を一定の期間停止することができる。なお、この場合、会社は第29条3項但書に定める方法で会員に通知しなければならない。
 - 5 会員は、会社の事前の書面による承認を得なければ会員資格（ゴルフ会員権）及び保証金に担保設定することができない。又、会員は、退会の前後を問わず、事由の如何を問わず、会員資格（ゴルフ会員権）と分離して保証金・保証金返還請求権だけを譲渡することができないものとする。

(会員の施設利用権)

- 第8条 会員は、会社の定める年会費をその請求に従って年1回支払わなければならない。
- 2 会員は、前項に定める年会費のほか、会社の定める使用料金・諸費用を支払って施設を利用することができる。但し、会社は会社の主催する競技会の開催その他必要やむを得ないと認めた場合に限り、一定期間施設の利用を制限することができる。会社は、施設に余裕があるときは、会員の紹介等により又は紹介を要せず会員以外の者に施設を使用させることができる。この場合、会社は会員以外の者から会社の定める使用料金・諸費用を徴収するものとする。

(施設の一部の廃止等)

- 第9条 天災地変その他不可抗力の事態の発生、法令の改正、社会情勢・経済状況の著しい変化、その他会社として必要やむを得ない事由が生じた場合には、会社は施設の一部又は全部を廃止し、あるいはその利用を制限することができる。

(会員資格の譲渡)

- 第10条 会員（名誉会員を除く）は、会社が別に定める細則に基づき、事前に理事会の承認を得た上で、その資格を他の者に譲渡することができる。但し、会社は必要な場合、一定期間名義変更を停止することができる。
- 2 会員は入会日より2年間は名義変更することはできない。なお、相続及び合併・会社

分割等の組織再編に伴う名義変更はこの限りでない。

- 3 譲受人は、理事会の承認が得られた後、会社の定める名義変更手数料を会社に支払い、譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
- 4 法人会員が、その法人内部において登録人の変更を必要とするときは、理事会の承認が得られた後、会社が別に定める登録人変更手数料を会社に支払うものとする。

(懲戒)

第11条 会社は、会員が次の各号のいずれかの事由があるときは、理事会の承認を得て、一定期間会員たる資格を停止し又は会員を除名することができる。除名の場合、保証金は第7条の例に従い返還する。

- ① 本会則その他会社又は理事会が定めた規則に違反したとき。
- ② クラブの名誉を毀損し又は会員として不適当と認められる行為があったときもしくはクラブの秩序を乱したとき。
- ③ 暴力団の構成員、または準構成員およびこれらに準ずる者であるときまたはあったとき。
- ④ 入会申込時あるいは入会後に会社又はクラブへの申告、届出に虚偽があることが判明したとき。
- ⑤ 年会費その他会社が定める使用料金・諸費用、手数料・諸代金等の支払いを3ヵ月以上怠り、会社から催告を受けてもなおその支払いをしないときは、会社は、当該会員の会員資格を停止させることができ、引き続き2年以上支払遅滞が継続した場合には当該会員を除名することができる。

- 2 会社が会員の懲戒を行う場合には、対象会員に十分な弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員は次の場合その資格を失う。会員は、その資格を失った時、その時点において会社に対して未払金額がある場合は、これを直ちに支払わなければならない。

- ① 会員資格の譲渡
なお、名誉会員は譲渡・相続ができない一身専属会員である。
- ② 退会
なお、退会しようとする者は、会社所定の様式による届出書の提出により退会の意思表示を行うものとし、その他会社が別に定める細則に定める提出物を全て提出することにより、退会手続が完了するものとする。
- ③ 除名
- ④ 死亡、解散

(相続・合併・会社分割による資格の承継)

第13条 相続・合併・会社分割による資格の承継は次のとおりとする。

- ① 会員（名誉会員を除く）が死亡したときは、相続人は、理事会の承認を経た上で、会社が別に定める細則に基づきその資格を承継することができる。この場合相続人は会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、死亡した会員の保証金を含む権利義務のすべてを承継する。但し、資格を承継することができる相続人は1名に限る。
- ② 法人会員が吸収合併または新設合併により解散したとき若しくは会社分割を行ったときは、合併会社又は会社分割承継会社は、理事会の承認を経た上で、会社が別に定める細則に基づきその資格を承継することができる。この場合、合併会社又は会社分割承継会社は会社の定める名義変更手数料を会社に支払うものとし、当該法人会員の権利義務のすべて（法人正会員については保証金を含む）を承継する。

(休会)

第14条 会員は、会社が別に定める細則に定める事由に該当する場合には、会社に休会を申請することが出来る。

- 2 前項に定める休会は、理事会の承認により決定する。
- 3 休会中の年会費の取扱いについては、会社が別に定める細則によるものとする。

第3章 クラブの組織等

(一般社団法人)

第15条 クラブ（太平洋クラブ会則によるクラブ）と太平洋アソシエイツ会則によるクラブと太平洋宝塚クラブ会則によるクラブ（3クラブを総称して「全クラブ」といい、それぞれのクラブを指して「各クラブ」という。）は、役員及び理事会を共通とし、各クラブの役員及び理事会は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき別途設立する「一般社団法人太平洋クラブ」（以下「本一般社団法人」という。）の役員及び理事会と同一の構成とする。

- 2 本一般社団法人の詳細については以下に規定する他別途「一般社団法人太平洋クラブ定款」の定めるところによる。
- 3 本一般社団法人の社員は、各コースの各分科委員会の分科委員の中から各1名程度、全クラブの存続・運営等に特別の功労があった会員から5名程度、各クラブの会員からの推薦に基づき会社の指名する者2名程度及び会社又は会社のグループ企業から5

名程度とし、本一般社団法人の設立初期の社員は次の員数にて会社が指名する。

- ① 各コースの各分科委員会の分科委員から各1名程度の合計15名程度
 - ② 全クラブの存続・運営等に特別の功労があった会員から5名程度
 - ③ 各クラブの会員からの推薦に基づき会社の指名する者2名程度
 - ④ 会社又は会社のグループ企業から5名程度
- 4 前項第①号の属性を持つ社員が分科委員を退任しまたは会員資格を喪失した場合、第②号の属性を持つ社員がその要件を満たさなくなったと会社が判断した場合または会員資格を喪失した場合、第③号の属性を持つ社員が会員からの推薦または会社の指名のいずれかを取り消された場合、第④号の属性を持つ社員が会社又はグループ会社を退社した場合には、当然に本一般社団法人を退社する。会社は、第②号、第③号および第④号の社員が退社した場合には、遅滞なく退社した社員と同様の属性を持つ会員を社員に指名しなければならない。

(役員の数)

第16条 役員は次のとおりとする。

名誉理事 1名 (会社又は会社のグループ企業に所属する者から選任する)

理事長 1名 (理事会の決議により理事の中から選任する)

理事 14名 (関東地区の会員から6名、関西地区の会員から2名、全クラブの存続・運営等に特別の功労があった会員から3名、会社又は会社のグループ企業から3名。この員数には理事長を含み、名誉会長を含まない。)

監事 1名

(理事、監事の選任)

第17条 理事及び監事(以下「役員」という。)は、本一般社団法人の社員総会によって選出する。ただし、名誉理事及び監事候補者は会社が指名するものとし、又初期の役員は会社において選任する。

(理事の職務)

第18条 名誉理事はクラブを統括する。

- 2 理事長はクラブの会務を掌りクラブを代表する。
- 3 理事長に事故があった場合は、理事長があらかじめ定めた順序により他の理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の決議に基づき必要な事務を行う。

(理事会)

第19条 理事は理事会を組織する。

- 2 理事会は必要な都度理事長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会の招集は、議題を示して、会日の2週間以上前にこれを行うものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮しうる。
- 4 理事会の決議はすべて理事の過半数が出席し出席者の過半数をもってこれを行う。ただし、可否同数のときは、理事長がこれを決する。なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事会は次の事項を掌る。
 - ① クラブの運営に関する方針の決定
 - ② 会則及び会社が別に定める細則に規定する理事会承認事項にかかる承認・不承認の決定
 - ③ 会則及び諸規則等のうち専らクラブの運営に関する部分の制定及び改廃
 - ④ ゴルフ場の運営及び施設の改修等についての会社に対する必要な助言及び勧告
 - ⑤ 分科委員会の設置及び委員の委嘱
 - ⑥ その他本会則に定める事項
- 6 会社は、次の事項については理事会と協議する。
 - ① 年会費の増減額（ただし本会則施行時の年会費の金額は会社が決定する。）
 - ② 名義変更手数料の増減額（ただし本会則施行時の名義変更料手数料の金額は会社が決定する。）
 - ③ コースの全部又は一部の売却・閉鎖
 - ④ 新たな種類の会員権の募集
 - ⑤ 会社が別に定める細則、ゴルフ場利用約款等の諸規則の改廃（ただし当初のものは会社が単独で作成する。）

（監事の職務）

第20条 監事は理事の業務執行の状況を監査する。監事は理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

（役員任期）

第21条 理事の任期は2年とし、監事の任期は4年とし、いずれも再任を妨げない。ただし、名誉理事は終身とする。

- 2 補欠又は増員によって選任された理事又は監事の任期は、現任者の残存期間とする。
- 3 理事長、理事又は監事の任期が満了した場合、後任者が選任されるまでは、前任者が

その職務を行う。

(役員給与)

第22条 役員は無給とする。ただし、本一般社団法人は交通費等の実費を支給できるものとする。

(分科委員会の設置及び分科委員の選任)

第23条 本理事会の運営を補助するため、その下部機構として分科委員会を設ける。分科委員会の設置は、会社の事前承諾の上、本理事会が決定する。

- 2 分科委員会は原則として会社が運営するコース毎に編成する。
- 3 分科委員長及び分科委員は、会社の事前承諾の上、会員の中より本理事会が選出し委嘱する。

(分科委員会の招集及び決議)

第24条 分科委員は分科委員会を組織し、必要に応じ委員長がこれを招集する。但し、委員の過半数が出席（委任状出席を含む）しなければ開会することができない。

- 2 分科委員会の決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は分科委員長がこれを決する。
- 3 分科委員会の決議事項は、本理事会の承認を得て効力を生ずるものとする。

(分科委員の任期及び責任)

第25条 分科委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 分科委員会及び分科委員は、本理事会及び会社の同意なくして会社に義務・責任を負担させることはできない。

(会員総会)

第26条 クラブ運営上の重要事項を付議するため又は会社の提案する会員契約の内容についての重要な変更への承認を付議するため、理事会が必要と認めるときは、理事長は会員総会を招集することができる。会員総会に関する詳細については理事会が詳細を定めるものとする。

(経費)

第27条 クラブの経費は、クラブ運営に合理的に必要な範囲において会社が負担する。

(事業年度)

第28条 クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。

(その他)

第29条 クラブ運営に関して本会則に定めのない事項は、会社のゴルフ場の経営権に反しない限り、理事会の決議により制定することができる。

- 2 会員は、住所の異動、姓名の異動、法人会員の社名変更及び代表者変更並びに連絡先の異動を直ちに書面にて会社に通知し、会社が別に定める細則に規定する書面を提出しなければならない。
- 3 会社及びクラブは、会報、会社のホームページ又はクラブハウス内における掲示によって会員への通知を行うことができるものとする。ただし、権利義務に関する重要な事項については会員が会社に届けた連絡先（特段の届出がない場合には住所とする）に文書にて行うものとし、万一不送達の場合でも通常送達すべき時点において送達が完了したものとみなすものとする。

附則

- 1 東京地方裁判所平成24年（ミ）第12号、同第13号会社更生事件についての更生計画における会員権債権についての権利変更の規定は本会則に優先して適用される。
- 2 本会則の改正は、過半数の理事が出席する理事会においてその議決権の過半数の賛成により可決した場合に、会社の承認を得て行うものとする。

本会則は東京地方裁判所平成24年（ミ）第12号、同第13号会社更生事件についての更生計画における免除効力発生日よりこれを施行する。 _

太平洋宝塚クラブ運営事務細則

(総則)

第1条 この細則は太平洋宝塚クラブ会則に基づき運営に必要な事項を定める。

(競技規則)

第2条 競技に関しては原則として日本ゴルフ協会制定のゴルフ規則による。

2. 各施設のローカル・ルール競技規則の制定変更は、会社の承認を得て理事会がこれを決定する。

(年会費)

第3条 年会費は下記のとおりとする。但し、下記金額は消費税を含まない。尚、年会費の徴収期間は、毎年4月から3月までとする。

太平洋宝塚クラブ	12,000円
----------	---------

(名義変更)

第4条 会員が、会員名義を譲渡により変更する時は、下記の書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、譲渡人と譲受人の捺印は全て印鑑証明届出印による。

1. 譲渡人・譲受人連名による名義変更申請書
2. 会員資格保証金預り証書（無額面会員については会員資格証書。いずれも譲渡人の裏書署名捺印を要する）
3. 譲渡人・譲受人の印鑑証明書各1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
4. 譲渡人・譲受人（法人である場合には登録人）の住民票各1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
5. 譲渡人又は譲受人が法人である場合には商業登記簿謄本又は資格証明書各1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
6. 譲渡人（譲渡人が法人である場合には登録人）のメンバーズ・カード
7. 譲渡人（譲渡人が法人である場合には登録人）のネーム・プレート
8. 譲受人記入による入会申込書
9. 譲受人記入による承諾書
10. 譲受人記入による誓約書
11. 譲受人の入会を推薦する推薦保証書（会員2名又は理事の署名捺印を必要とする）

る)

12. 譲受人記入によるアンケート
13. 譲受人の写真2枚2
14. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
15. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

(配偶者又は親族(一親等)間の名義変更)

第5条 会員が、配偶者又は親族(一親等)間で会員名義を変更する時は、下記の書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、譲渡人と譲受人の捺印は全て印鑑証明届出印による。

1. 譲渡人・譲受人連名による名義変更申請書
2. 会員資格保証金預り証書(無額面会員については会員資格証書。)いずれも譲渡人の裏書署名捺印を要する。
3. 譲渡人・譲受人の印鑑証明書各1通(名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
4. 譲渡人・譲受人の住民票各1通(名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの)
5. 戸籍謄本(譲受人が譲渡人の配偶者又は親族一親等であることを証明するものとして)
6. 譲渡人のメンバーズ・カード
7. 譲渡人のネーム・プレート
8. 譲受人記入による入会申込書
9. 譲受人記入による承諾書
10. 譲受人記入による誓約書
11. 譲受人記入によるアンケート
12. 譲受人の写真2枚
13. 譲渡人又は譲受人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
14. 譲受人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

(死亡相続による会員資格の承継)

第6条 会員が死亡した場合、法定相続人が会員権を相続することにより会員資格を承継することが出来る。死亡した会員名義の会員権を相続人が相続する場合は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明届

出印による。

1. 法定相続人全員の署名捺印（相続人が未成年者の場合は親権者の署名捺印と親権者であることの証明の為の戸籍謄本が必要）がなされた同意書
もしくは、遺産分割協議書、家庭裁判所・公証人により検認を受けた遺言等により被相続人から相続人への相続手続が完了していることが解る資料
2. 法定相続人全員の印鑑証明書各1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
3. 会員権を承継する相続人が法定相続人であることを証する戸籍謄本（被相続人の誕生から死亡迄の戸籍謄本）
4. 会員権を承継する相続人記入による名義変更申請書
5. 会員資格保証金預り証書（無額面会員については会員資格証書）
6. 被相続人のメンバーズ・カード
7. 被相続人のネーム・プレート
8. 相続人記入による入会申込書
9. 相続人記入による誓約書
10. 相続人記入によるアンケート
11. 相続人の写真2枚
12. 被相続人又は相続人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
13. 相続人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

（合併・会社分割による資格の承継）

第7条 合併により、法人会員資格が被合併会社より合併会社に承継される場合、又は、会社分割により法人会員資格が分割法人より分割承継法人に承継される場合（以下、被合併法人及び分割法人を併せて「譲渡法人」という。また、合併法人及び分割承継法人を併せて「譲受法人」という）は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 譲受法人記入による名義変更申請書
2. 会員資格保証金預り証書（預託金付会員）又は会員資格証書（無額面会員）
3. 譲受法人の商業登記簿謄本並びに譲渡法人の商業登記簿謄本（変更事項の記載のあるもの）
4. 譲受法人の印鑑証明書1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
5. 旧登録人のメンバーズ・カード（合併・会社分割により登録人に変更がない

場合を除く)

6. 旧登録人のネーム・プレート（合併・会社分割により登録人に変更がない場合を除く）
7. 譲受法人記入による入会申込書
8. 新登録人の住民票1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
9. 新登録人による誓約書
10. 新登録人によるアンケート
11. 新登録人の写真2枚
12. 譲渡法人又は譲受法人が名義変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
13. 新登録人が他クラブハンディ取得者である場合にはこれを証明する書面写し

（退会・除名）

第8条 会員が退会を希望する場合、又は除名により会員資格を喪失する場合には下記の書類を会社に提出しなければならない。退会を希望する場合には、下記の書類の全てが会社に提出された事実をもって退会の意思表示が会社に対してなされたものとみなし、書類受領時点において退会とする。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 会員資格保証金預り証書（預託金付会員）又は会員資格証書（無額面会員）
尚、入会時に会員資格証書を付与されていない会員については会員資格証書の提出を要しない。
2. 退会届（但し、除名の場合には提出を要しない）
3. 退会・除名会員のメンバーズ・カード
4. 退会・除名会員のネーム・プレート

（死亡退会）

第9条 会員が死亡し、相続人が退会を希望する場合には、下記の書類を会社に提出しなければならない。下記の書類の全てが会社に提出された事実をもって死亡退会の意思表示が会社に対してなされたものとみなし、書類受領時点より退会とする。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 法定相続人全員の署名捺印（相続人が未成年者の場合は親権者の署名捺印と親権者であることの証明の為の戸籍謄本が必要）がなされた同意書
2. 法定相続人全員の印鑑証明書各1通（名義変更申請書を会社に提出した日の前

3か月以内発行のもの)

3. 同意書の作成者がいずれも法定相続人であることを証する戸籍謄本（被相続人の誕生から死亡迄の戸籍謄本）
4. 会員資格保証金預り証書（預託金付会員）又は会員資格証書（無額面会員等）。尚、入会時に会員資格証書を付与されていない会員については会員資格証書の提出を要しない。
5. 退会届（尚、記入及び捺印については相続人又は法定相続人の代表による）
6. 被相続人のメンバーズ・カード
7. 被相続人のネーム・プレート

（解散による退会）

第10条 法人会員が法人を解散した場合は、下記の書類を会社に提出し、退会する。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 解散法人の解散登記済登記簿謄本1通
2. 清算人による念書
3. 清算人届出印の証明（念書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
4. 会員資格保証金預り証書（預託金付会員）又は会員資格証書（無額面会員）。
5. 退会届
6. 登録人のメンバーズ・カード
7. 登録人のネーム・プレート

（同一法人内登録人変更）

第11条 法人会員の法人内で登録人（利用者、1名に限定）を変更する時は、下記書類を会社に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 法人会員登録人変更申請書
2. 印鑑証明書1通（登録人変更申請書日付の前3か月以内発行のもの）
3. 法人会員商業登記簿謄本
4. 新登録人の住民票1通（登録人変更申請書を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
5. 登録人変更届
6. 誓約書

7. 新登録人記入によるアンケート
8. 新登録人の写真2枚
9. 登録人変更にかかる手続を第三者に代行委任する場合は委任状
10. 旧登録人のメンバーズ・カード
11. 旧登録人のネーム・プレート

(商号・代表取締役・組織の変更)

第12条 法人会員が商号・代表取締役等を変更し、又は組織を変更する場合には、下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 商号・代表取締役等又は組織変更届
2. 印鑑証明書1通（変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
3. 法人会員商業登記簿謄本（変更事項の記載のあるもの）
4. 会員資格保証金預り証書（商号・組織変更時）
5. 誓約書

(名字・氏名の変更（改姓・改名）)

第13条 会員（法人会員の登録人を含む。）が名字・氏名を変更（改姓・改名）する時は下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合については、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 改姓（改名）届
2. 戸籍謄本及び同附表謄本1通（改姓（改名）を証するもので、改姓（改名）届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
3. 会員資格保証金預り証書（預託金付会員）又は会員資格証書（無額面会員）。尚、入会時に会員資格証書を付与されていない会員については会員資格証書の提出を要しない。
4. 誓約書
5. メンバーズ・カード
6. ネーム・プレート
7. 写真2枚

(住所の変更)

第14条 会員（法人会員の登録人を含む。）が住所を変更（住居表示変更を含む）した時は、下記の書類を会社に提出しなければならない。届出無きために発生した不都合につ

いては、会社はその責に任じない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 住所変更届
2. 住民票（変更後住所の記載のあるもの。個人会員の場合。住所変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
3. 商業登記簿謄本（変更後住所の記載のあるもの。法人会員の場合。住所変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）

（会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の紛失・盗難）

第15条 会員資格保証金預り証書又は無額面会員が会員資格証書を紛失又は盗難により喪失した場合には、下記書類を会社に提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 会員資格保証金預り証書又は会員資格証書紛失届
2. 紛失事情顛末書
3. 警察署の遺失届出証明書（盗難の場合）
4. 住民票1通（個人会員の場合。紛失届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
5. 商業登記簿謄本1通（法人会員の場合。紛失届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）
6. 印鑑証明書1通（変更届を会社に提出した日の前3か月以内発行のもの）

（会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の再発行）

第16条 会員は、前条による紛失届出後1か月以上経過し、会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の再発行に伴う紛争、事故がないと会社が判断する場合には、会員資格保証金預り証書又は会員資格証書の再発行を会社に申請することが出来る。この場合、会員は下記の書類を会社に提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

1. 会員資格保証金預り証書又は会員資格証書再発行申請書
2. 再発行に伴う念書
3. 入会申込書
4. メンバーズ・カード（法人会員は登録人のもの）
5. 写真2枚

(変更手数料)

第17条各変更手数料については以下のとおりとする。但し、下記金額は消費税を含まない。

種類	正会員
名義変更	120 万円
親族一親等間の名義変更	20 万円
死亡相続による名義変更※1	20 万円
合併・会社分割による名義変更	20 万円
法人内登録人変更	20 万円
会員資格証書等の再発行	1 万円
商号等変更・組織変更	無料
改姓・改名・住所変更	無料

※1 死亡相続の後、売却又は退会を予定する場合に徴収しない。

(施設利用上の遵守事項)

第18条 会員（法人会員の登録人を含む。）が会社の施設を利用するにあたっては、以下を理解・遵守し、ゲストに対しても本条記載事項を理解・遵守させるよう努めなければならない。

1. 会員が会社の施設を利用する場合には、必ずメンバーズ・カードをフロントに提示しなければならない。
2. 会員は会社の施設を利用するにあたっては、マナーを守り、安全に会社の施設を利用するよう努めなければならない。会社の施設を安全に利用するために、会員は各施設責任者の指示に従わなければならない。
3. 会員は直接会社の従業員に対し、心付等金品を与えてはならない。
4. 会員は直接会社の従業員を懲戒することはできない。懲戒を必要とする場合には会社の責任者に申し出なければならない。
5. 会社は施設内において生じた来場者の所有物の破損・毀損・紛失・盗難に対してその責を負わない。
6. 会員及びゲストは会社の定める開業日・開場時間においてのみ会社の施設を利用することができる。尚、施設の開場及び閉場は、原則として営業開始30分前から営業終了30分後とする。
会社は、会社の都合により定休日・臨時休業日を設けることが出来、また営業時間を変更することが出来る。
7. 会員及びゲストは、会社の施設を利用する場合、会社が別途定めるゴルフ場利用約款を遵守しなければならない。

(休会)

第19条 会員が以下の事由に該当する場合には、会社に休会を申請することが出来る。この場合、会員は会社に対し、別途会社の定める書式による休会届及び休会事由に該当することを証する書面を提出しなければならない。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

休会申請に対する承認については、理事会がこれを決定する。

1. 主たる居住地域が日本国外となり、会社の施設の利用が著しく困難となった場合
2. 一年を超過する期間ゴルフプレーが困難となることが予測される程度の疾病・負傷となり、会社の施設の利用が著しく困難となった場合
3. 休会の有効期限は、休会の申請を行った会計年度に限られる。次年度以降において継続して休会を希望する会員は、会計年度開始日より2か月以内に改めて休会の申請を行わなければならない。
4. 休会年度における年会費については免除する。
5. 第1項に定める休会事由に該当しなくなった会員は、遅滞なく会社に対し、その事実を、別途会社の定める書式により報告しなければならない。休会事由に該当しなくなった会員は、当該年度の年会費を会社に対して支払うことにより、会員としての資格を復活させることが出来る。

(休会の撤回)

第20条 前条に基づき休会した会員が、休会の撤回を希望する場合には、別途会社の定める書式による休会撤回届を提出しなければならない。休会撤回の申請に対する承認については、理事会がこれを決定する。休会撤回を申請した会員は、理事会が休会撤回を承認した後、申請年度の年会費を会社に支払って会員として復帰する。尚、捺印は全て印鑑証明書届出印による。

(再預託金)

第21条 更生計画（東京地方裁判所平成24年（ミ）第12号、同第13号）第3章第4節第2の1. (1)に基づき、「(ii)会員権の継続保有（再預託あり）」を選択した会員は、会社に対し、更生計画に定める会員資格保証金としての再預託金を一括弁済日までに預託しなければならない。会員が一括弁済日までに再預託金を預託しない場合、会社は、太平洋クラブ会則第11条①に基づき、当該会員を除名することができる。なお、本条における用語の意味は、更生計画の定めと同一とする。

(事務細則の変更)

第22条 会社は、理事会の承認を経て、本事務細則の一部又は全部を変更することが出来る。

本事務細則は東京地方裁判所平成24年（ミ）第12号、同第13号会社更生事件についての更生計画における免除効力発生日よりこれを施行する。